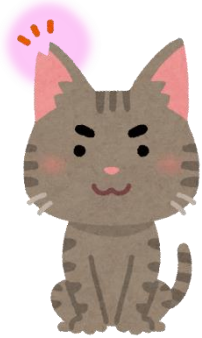


ごぞんじですか，地域猫活動



—地域猫活動とは—

飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）が増えることによって生じる地域の問題を解決するための次のような活動・取り組みです。

T (Trap)	これらの猫を“捕獲”して，
N (Neuter)	“不妊去勢手術”と“耳先カット”を施し，
R (Return)	元のテリトリーに“戻した”上で，
M (Management)	適正に“管理”して“見守り”を続ける。

※ 地域猫活動は，単なる「TNR活動」ではありません。



函館市は，地域猫活動を行う団体を支援します。

助成内容

- ・事前に登録した地域猫活動団体（登録団体）が登録期間中に行う地域猫活動に対し，不妊去勢手術に要する費用の一部を助成します。
- ・個人が行う活動は助成の対象としておりません。

【補助額】

補助率：2分の1（上限額：メス猫1頭あたり1万円 オス猫1頭あたり6千円）

団体登録

- ・助成を受けるには，事前に団体の「登録」が必要です。登録できる団体は，下記のすべての要件を満たす団体となります。

【登録要件】

- ・非営利かつ通年で活動する函館市内の地域猫活動団体であること。
- ・地域猫活動を行う地区（活動地区）に居住し，かつ同一世帯でない2人以上の者で構成されていること。
- ・不妊去勢手術を行う前に「地域猫活動団体登録申請書」と「必要書類」を提出して登録を受けてください。（登録の有効期間は年度内です。）

注意事項

- ・関係法令および誓約書に記載されている内容を必ず遵守しましょう。
- ・市では捕獲器の貸し出し，猫の保護・捕獲を行っておりませんのでご理解願います。
- ・地域住民の方々へは，猫による問題を解決するための活動であることを丁寧に説明して，猫による被害の苦情が寄せられた場合には，真摯に対応しましょう。

市立函館保健所 生活衛生課 環境衛生担当 Tel 32-1524